



宮崎県公報

平成26年12月8日(月曜日) 第2649号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 37,200円

目次

告示

- 指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の指定……………(障害福祉課) 1
- 民有林の保安林の指定……………(自然環境課) 1
- 保安林の指定予定の通知(5件)……………() 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………(砂防課) 2

頁

- 土砂災害特別警戒区域の指定……………(砂防課) 2
- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見(8件)……………(商工政策課) 3
- 二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者の決定……………(建築住宅課) 4
- 選挙管理委員会告示
- 不在者投票のできる施設の指定…………… 5

告示

宮崎県告示第699号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成26年12月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
岡富調剤薬局	延岡市	薬局	平成26年12月1日

宮崎県告示第700号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成26年12月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 民有林の保安林の所在場所 串間市大字大平字谷ノ奥 479-19 (次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第701号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年12月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 西都市大字上揚字古穴ノ手 149-1、字野地 151-イ
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字古穴ノ手 149-1・字野地 151-イ(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西都市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第702号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年12月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 都城市高崎町前田字小鹿倉4017-10・4017-13(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 703号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年12月 8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字見立字下枇杷2629-1、字葛根原2664-3、2664-9、2665-1、2668-1、2668-3、2677-1、2677-2、字名女石2732、2735-2
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 704号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年12月 8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷鬼神野字松ノ内1683-1、1683-3、1683-5、字笹ノ越1742-1、1742-3、1742-5から1742-7まで、1748、1751、1752-1、1752-4、1752-5、1752-8から1752-10まで、1753、1755-1、1755-3、1755-4、1757-1、1757-3、1757-4、1757-6、1758-1、1758-3、1758-5、1759-1、1759-3
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。字松ノ内1683-1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 705号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年12月 8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字向山字ノ切6701から6704まで
 - 2 指定の目的 水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 706号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 8 条第 8 項の規定により、平成24年宮崎県告示第 233号で指定した次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成26年12月 8日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高原町	蒲牟田 2	II-1-5473	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県国土整備部砂防課及び小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 707号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必

要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成26年12月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高 原 町	蒲 牟 田 2	II-1-5473	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土木整備部砂防課及び小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年12月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー都城店
都城市下長飯町 260番地 外45筆
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
平成26年6月27日
- 意見の概要
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成26年12月8日から平成27年1月8日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年12月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー都城郡元店
都城市郡元町4632番地 4
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
平成26年6月27日
- 意見の概要
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成26年12月8日から平成27年1月8日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年12月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー蓑原店
都城市蓑原町2363番1号
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
平成26年6月27日
- 意見の概要
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成26年12月8日から平成27年1月8日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年12月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー高城店
都城市高城町穂満坊 851番地
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の所在地並びに大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
平成26年6月27日
- 意見の概要
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成26年12月8日から平成27年1月8日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年12月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー都城店
都城市下長飯町 260番地 外45筆
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更
平成26年6月27日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成26年12月8日から平成27年1月8日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年12月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー都城郡元店
都城市郡元町4632番地 4
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更
平成26年6月27日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成26年12月8日から平成27年1月8日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年12月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー蓑原店
都城市蓑原町2363番1号

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更
平成26年6月27日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成26年12月8日から平成27年1月8日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年12月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー高城店
都城市高城町穂満坊 851番地

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更
平成26年6月27日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成26年12月8日から平成27年1月8日まで

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により実施した平成26年二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者の合格番号及び受験番号は、次のとおりである。

平成26年12月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

二級建築士（合格者45名）

合格番号	受験番号
26-1	8F-10021Y
26-2	8F-10023L

26-3	8F-10078K		26-30	8F-10718N	
26-4	8F-10096P		26-31	8F-20032K	
26-5	8F-10156L		26-32	8F-20045Y	
26-6	8F-10177L		26-33	8F-20049N	
26-7	8F-10179N		26-34	8F-20061L	
26-8	8F-10189Y		26-35	8F-20067K	
26-9	8F-10191L		26-36	8F-20118M	
26-10	8F-10220M		26-37	8F-20122Y	
26-11	8F-10250P		26-38	8F-20174M	
26-12	8F-10262M		26-39	8F-20205R	
26-13	8F-10277N		26-40	8F-20265M	
26-14	8F-10306P		26-41	8F-20274P	
26-15	8F-10322Y		26-42	8F-20342M	
26-16	8F-10354N		26-43	8F-20348L	
26-17	8F-10377R		26-44	8F-20360Y	
26-18	8F-10420Y		26-45	8F-20374Y	
26-19	8F-10518Y				
26-20	8F-10520L				
26-21	8F-10541L				
26-22	8F-10561K				
26-23	8F-10562L				
26-24	8F-10578N				
26-25	8F-10590L				
26-26	8F-10604L				
26-27	8F-10618L				
26-28	8F-10647M				
26-29	8F-10651Y				

木造建築士（受験者なし）

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第 102号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設として次のとおり指定した。

平成26年12月8日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

名 称	所 在 地	指定年月日
社会福祉法人千寿会 特別養護老人ホーム 千寿園ユニット館	延岡市北浦町古江13 番地	平成26年11月22日

--	--